



目 次

告 示	ページ
○令和元年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 ( " )	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	2
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	2
○国土調査の成果の認証 ( " )	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
公 告	
○河川整備基本方針の策定 (河 川 課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	2

告 示

高知県告示第276号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子(令和元年11月並びに令和2年3月及び4月採用予定)
  - 募集期間 随時(最終期限は、令和元年9月20日(金))
  - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場

筆記試験 適性検査	令和元年9月21日 (土)	高知市曙町二丁目5番1号 高知大学朝倉キャンパス 安芸市本町三丁目11番5号 安芸商工会議所 須崎市新町二丁目7番15号 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058番地20 四万十市防災センター
口述試験 身体検査	令和元年9月26日 (木)から同月28日 (土)までの間で、 いずれか指定する日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 女子(令和2年3月及び4月採用予定)
  - 募集期間 随時(最終期限は、令和元年9月20日)
  - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	令和元年9月21日	高知市曙町二丁目5番1号 高知大学朝倉キャンパス 安芸市本町三丁目11番5号 安芸商工会議所 須崎市新町二丁目7番15号 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058番地20 四万十市防災センター
口述試験 身体検査	令和元年9月26日 から同月28日までの間 で、いずれか指定する 日	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の 名称	医療機関の所在地	指定に 係る自 立支援 医療の 種類	育成医療 又は更生 医療に関 係がある 診療科に おいて担 当する医 療の種類	指定 年月 日
エール薬局 よこまち店	須崎市横町8-1	育成医 療及び 更生医 療	/	令和 元年 8月 1日
エール薬局 具同店	四万十市具同田黒二 丁目12-48	"	/	"

高知県告示第278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の 名称	医療機関の所在地	指定に 係る自 立支援 医療の 種類	育成医療 又は更生 医療に関 係がある 診療科に おいて担 当する医 療の種類	業務 の廃 止年 月日
フロンティア 薬局須崎 店	須崎市横町8-1	育成医 療及び 更生医 療	/	平成 31年 3月 31日
エール薬局 須崎店	須崎市横町8-5	"	/	"

具同なのはな薬局	四万十市具同田黒二丁目12-48	〃		令和元年6月30日
きしもと薬局	香南市香我美町岸本804-1	〃		平成28年12月30日
みかど薬局 苗店	高岡郡四万十町北琴平町1-8	〃		平成27年10月31日

高知県告示第279号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
宿毛市小筑紫町福良字宮ノ谷1111、1112の1、1112の2、1113のイ、1113のロ、1113のハ、1115、1116の2、1119の1、1119の2、1120から1122まで
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮ノ谷1111・1119の1・1119の2・1120から1122まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第280号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨

の通知を令和元年7月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量（電子基準点現地調査）
- 作業期間  
令和元年9月1日から令和2年3月19日まで
- 作業地域  
宿毛市、土佐清水市、四万十市及び幡多郡大月町

高知県告示第281号

吾川郡いの町中追の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称  
いの町
- 調査を行った地域及び時期  
吾川郡いの町中追の一部  
平成28年度及び平成29年度
- 成果の名称  
いの町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日  
令和元年8月6日

高知県告示第282号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡津野町栗ノ木  
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡津野町杉ノ川字栗ノ木	丙46番2
2	〃 〃 〃 〃	丙54番27
3	〃 〃 〃 〃	丙54番4

4	〃 〃 〃 〃	丙667番
5	〃 〃 赤木字井デノサコ	2225番4
6	〃 〃 〃 〃	〃
7	〃 〃 杉ノ川字栗ノ木	丙9番1

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6から7を町道舞の川線に沿って結んだ線及び標柱7から1を町道船野白河瀬線により囲まれた区域内とする。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により二級河川松田川水系について河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川課及び高知県幡多土木事務所宿毛事務所に備え置いて縦覧に供する。）

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
第4次高知県情報ハイウェイサービス提供業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年5月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 随意契約に係る契約金額  
1,108,800,000円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため